令和８年度第３回環境審議会　議事録

招集の期日	令和８年９月８日（火）	
開催の場所	全電通埼玉会館あけぼのビル501 （さいたま市内）	
開閉の日時	開 会	９月８日　午後１時３０分
	閉 会	９月８日　午後３時１２分
出 席 状 況	別紙のとおり	

概　　要

１　開　　会

２　あいさつ

３　議　　事

諮問事項：次期埼玉県環境基本計画について

諮問事項：埼玉県地球温暖化対策実行計画（第２期）区域施策編の見直しについて

諮問事項：特別保護地区の再指定について

報告事項：特定猟具使用禁止区域の指定解除について

４　閉　　会

別紙

【出席状況】

委 員 数　２１人

出席委員　１８人

大河内　博	早稲田大学 創造理工学部 環境資源工学科 教授
田崎　智宏	国立環境研究所 資源循環領域 室長
小川　順子	（一財）日本エネルギー経済研究所 環境ユニット 気候変動グループ 研究主幹
藤野　毅	埼玉大学 理工学研究科 環境社会基盤部門 教授
高安　健一	獨協大学 経済学部 教授
原　美登里	立正大学 地球環境科学部 地理学科 教授
佐柄木　優	埼玉弁護士会 弁護士
藤田　照子	埼玉県女性薬剤師会 会長
岡　輝樹	森林総合研究所 多摩森林科学園 主任研究員
川池　芽美	（公財）埼玉県生態系保護協会 主任研究員
朽木　康之	生活協同組合コープみらい 執行役員
佐瀬　恵美子	（一社）埼玉県猟友会
小川　直志	埼玉県議会議員
美田　宗亮	埼玉県議会議員
戸野部　直乃	埼玉県議会議員
神田　隆	吉見町長
寺沢　弘子	一般公募
井戸向　悠太	一般公募

欠席委員　３人

家田　曜世	国立環境研究所 環境リスク・健康領域 主任研究員
西田　秀生	埼玉県農業協同組合中央会 常務理事
五十嵐　敦子	埼玉県商工会議所女性連合会 会長

令和８年度第３回埼玉県環境審議会

令和８年９月８日（火）
午後　１時３０分開会

○司会（川端）

ただいまから令和８年度第３回環境審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、環境部長の竹内からご挨拶を申し上げます。

○竹内環境部長

第３回埼玉県環境審議会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、平素より本県の環境行政の推進に格別の御支援、御指導を賜り、厚く御礼申し上げます。また、本日は御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の審議会は、３件の諮問事項、及び１件の報告事項を予定してございます。

まず１つ目の諮問事項は、前回８月の第２回審議会でも御審議いただいております次期埼玉県環境基本計画について、第２回審議会でいただいた御意見等を踏まえまして、県民コメントにおいて公開する計画素案として取りまとめましたので、その内容について御審議をお願いいたします。

２つ目の諮問事項は、埼玉県地球温暖化対策実行計画（第２期）区域施策編の見直しについて、昨年国が改定した地球温暖化対策計画等を踏まえながら、引き続き 2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガスを 46％削減するという目標に向けて、施策の実効性や進捗管理の在り方を改めて点検・整理するために計画を見直した案を取りまとめましたので、その内容について御審議をお願いいたします。

３つ目の諮問事項は、鳥獣保護管理法に基づく特別保護地区について、狭山湖特別保護地区を、鳥獣及びその生息地の保護が特に必要とされる地区として引き続き指定することについて御審議をお願いいたします。

報告事項は、鳥獣保護管理法に基づく特定猟具について、その使用を禁止する区域の指定を解除することについて御報告いたします。

以上、委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会（川端）

ありがとうございました。本日の会議は委員 18 名にご出席いただいております。委員の出

席が過半数を超えておりますので、埼玉県環境審議会規則第６条第２項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、埼玉県環境審議会規則第６条第１項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を大河内会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○大河内会長

それでは、まず初めに、議事録署名委員ですが、埼玉県環境審議会規則第 10 条第２項によりまして、本日の議事録署名委員を２人指名させていただきます。小川順子委員、朽木委員にお願いいたします。

（「はい」の声あり）

それでは次第に従いまして、議題に入りたいと存じます。

まず、諮問事項「次期埼玉県環境基本計画について」、環境政策課長から資料の説明をお願いいたします。

○髙橋環境政策課長

環境政策課の髙橋でございます。諮問事項「次期埼玉県環境基本計画について」、ご説明申し上げます。

前回、第２回の環境審議会における委員の皆様からのご意見及び、県の最上位計画であり現在改定作業を進めております埼玉県５か年計画の内容等とも整合を図る形で、資料１の赤字のとおり計画素案を修正の方をさせていただきました。

本日は参考資料 1-2 により、前回の審議会におけるご意見に対する対応について、計画を修正した項目を中心にご説明の方をさせていただきます。

参考資料 1-2 をご覧下さい。表の左から２番目にある欄に通し番号がございますが、この順で説明の方をさせていただきます。

まずナンバー１、施策の方向③生物多様性の回復の推進における主な取組、侵略的外来生物の計画的防除に関して、アライグマの捕獲に関しての県の役割を具体的に記載してはどうか、とのご意見をいただいておりました。こちらにつきましては、計画素案の中では、主な取組の中に捕獲従事者養成研修を行うなど、捕獲のための技術的な支援などを行う旨の文言を追記させていただきました。

続いてナンバー２、施策の方向③における主な取組、野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止に関して、管理捕獲や有害鳥獣捕獲を実施する際の登山者などへの周

知についてご意見をいただきました。こちらにつきましては、主な取組の中に、登山道の入り口に捕獲に関する看板を掲示するなど、具体的な注意喚起の方法について、記載の方をさせていただきました。

続いてナンバー３、同じく主な取組、野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止に関して、管理捕獲の必要性や現場の実情について、県民への情報発信や理解促進をどのように進めていく考えなのかとのご意見をいただきました。こちらにつきましては、主な取組の中に、捕獲の必要性についての情報発信に努めるといった文言の方を記載させていただきました。

続いてナンバー７とナンバー10 に関連しますが、施策の方向③に関して、野生鳥獣の保護が前提の上での個体数管理であることも明記した方が良いとのご意見をいただきました。こちらにつきましては、施策の方向③生物多様性の回復の推進の現状と課題、長期的な目標に向けた方向性の中段の記述に、希少野生動植物の保護増殖活動を推進した上で、侵略的外来生物にかかる防除対策や野生鳥獣の適正な管理を行う旨、表現の方を修正させていただきました。

続いてナンバー12 、施策の方向③における主な取組に、自然の再生に関する事項を追加してはどうかとのご意見をいただきました。こちらにつきましては、主な取組のダイヤマークであります保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）等の取組の推進、支援などの取組が、自然再生に関する事項に該当すると考えておりますが、ご指摘を踏まえまして、施策の方向③生物多様性の回復の推進の現状と課題、長期的な目標に向けた方向性の記述に、自然環境の保全、回復、創出が求められているといった記載に修正の方をさせていただきました。

ナンバー14、施策の方向③生物多様性の回復の推進における主な取組、環境に配慮した公共事業の実施に関して、農林業や河川事業だけでなく災害復旧を含めた公共事業において、ネイチャーポジティブとなるよう工夫を行う旨、追記してはどうかとのご意見をいただきました。こちらにつきましては、災害復旧という事情から、まずは安全性と県民の通常の生活への復旧を優先する必要があるため、計画への直接的な修正は行いませんが、県の公共事業全体については、埼玉県環境配慮方針により環境への配慮に努めることが明記されていることから、こうした環境配慮方針により環境への配慮に努めるというような表現の方を追記させていただきました。

続いてナンバー16、33、37 および 38 に関連するご意見ですが、施策の方向③生物多様性の回復の推進における指標、指定管理鳥獣の推定個体数に関して、指標の妥当性や表記の方

法などについてご意見をいただきました。こちらにつきましては、当該指標は、野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止の取組状況を直接的に測るものとして妥当と考えておりますので、指標としては変更しない一方、目標の根拠や目的をわかりやすくするよう記載内容を修正しました。具体的には、ツキノワグマについては人身被害を防止するため、人身被害が発生していない現状を踏まえ、特定鳥獣管理計画策定時（令和 8 年度）の推定個体数を若干下回る数を目指し目標値を設定、ニホンジカ及びイノシシについては、農作物被害による経済的損失や植生被害による土砂流出などを防ぐために、国の目標に準じて平成 23 年度（2011 年度）の推定個体数から半減させることを目指し目標値を設定し、また、指標の頭数についても、最新の生息状況調査における平均値等である旨、明記いたしました。

続いてナンバー17、施策の方向④持続可能なまちづくりにおける指標に環境保全型農業直接支払制度による交付を受けた農地面積を追加してはどうかとのご意見をいただきました。こちらにつきましては、当該制度が令和 9 年度から制度が大きく改正されることになるということもありまして、面積等の推計が難しいという状況から当該制度の面積を指標とするのは難しいと考え、指標の追加は行わないこととといたしました。

続いてナンバー18、施策の方向⑤恵み豊かな川との共生における施策(3)水辺空間の利活用について、豊かな河川環境の確保に関する内容が水辺空間の利活用として整理されていることに違和感がある、別の施策として整理してはどうかとのご意見をいただきました。こちらにつきましては、施策を 2 つに分けることといたしました。(3)として、生物が豊かな河川環境の確保と、(4)として、水辺空間の利活用、この 2 つに分けて整理いたしました。

ナンバー19 と 22 といたしまして、施策の方向⑤恵み豊かな川との共生における指標に、多自然川づくりの区間数等を追加してはどうかとのご意見をいただきました。こちらにつきましては、近年の水災害の激甚化、頻発化を受け、県民の安全を確保する治水工事が優先となっている現状から、多自然川づくりの区間数を指標化することが難しいと考えており、設定の方を見送らせていただきました。

ナンバー20、計画全体に対するご意見として、前回改定時や生物多様性保全戦略検討会等、他の計画類の改定時に積み残しになっている課題はないかとのご意見をいただきました。こちらにつきましては、令和 5 年度の生物多様性保全戦略改定検討委員会において、環境基本計画等との整合上、見直しが困難とされた主な指標等に関して、次期環境基本計画における対応について確認の方をさせていただきました。いくつかございましたが、主なものについて、ご説明させていただきます。まず一つ目として、指標として緑の保全面積、ま

た、身近な緑の創出面積については、より高い数値目標とすべきではないかとのご意見がありましたが、緑の保全面積については、次期環境基本計画素案においては、従来の年間２ヘクタールから年間３ヘクタールへと目標値の上積みを行っております。なお、身近な緑の創出面積については、今回の環境基本計画の指標からは除外し、別途策定する広域緑地計画などにおいて管理することといたしました。続いて、指標としてございます希少野生動植物種の新規保護増殖箇所数について、動物と植物に分けて指標として設定すべきではないかとのご意見がございましたが、これへの対応といたしましては、現状といたしましては、動物種の指定が少ない状況でございます。現在、動物種については、次期レッドデータブックの改定作業、こちらの方に着手して検討の方を始めております。こうしたレッドデータブックの検討において、希少な動物種についてのご意見をいただいた上で、こうした動物種がある程度出てきた段階で、この種を２つに分けて取り組む等についても検討の方をしたいと考えております。最後になりますけれども、指標として、自然共生サイトの認定数というのがございますが、これを県内ではなく、県有施設の認定数を目標にすべきではないかということをご意見としていただいておりましたが、自然共生サイトの趣旨に鑑みまして、県有施設のみではなく、民間も含めた県内の認定数ということで整理の方をさせていただきたいと考えております。

続きましてナンバー31、施策の方向③生物多様性の回復の推進における主な取組、野生鳥獣における感染症等への連携した対応について、ワンヘルスの考え方はまだ十分に浸透していないため、補足説明が必要ではないかとのご意見をいただきました。こちらについては、ワンヘルスという文言の前に、人と動物との健康、それらを取り巻く環境を包括的に捉えるワンヘルスといった形で、ワンヘルスの説明文言を追加させていただきました。また、注釈として、用語解説で詳しく説明の方をさせていただく予定です。

続いて、ナンバー34、施策の方向⑥着実な環境保全における主な取組、PFAS 対策の推進について、低分子量の PFAS についてのモニタリングの必要についてご意見をいただきました。こちらについて、計画の修正の方は予定しておりませんが、現在、環境科学国際センターにおいては、以前から、PFOS および PFOA とその関連物質に関する研究事業を通じて調査しておりまして、PFOS、PFOA の代替物質、前駆物質も含めた PFAS の網羅的な分析法の開発などを行ってまいりましたので、これらの成果も活用して調査研究の方は進めてまいりたいという考えでございます。

続いて、施策の方向③生物多様性の回復の推進に関する(1)「生態系の健全性の回復」を「生態系の健全性の保全や回復」と、保全という言葉を入れてはどうかというご意見があり

ました。こちらについても計画の修正はございませんが、当該名称については、生態系の健全性の保全はもとより、その先の回復も目指し取り組んでいく施策としておりますので、記載の方はそのままというふうにさせていただいております。

最後に、ナンバー45 の施策の方向④持続可能なまちづくりにおける指標、環境に配慮したサステナブル経営に関するセミナー等参加企業数に関しまして、例えば、セミナー等に参加した企業のうち、実際に取組を行った企業数や CO_2 排出削減量なども指標としてはどうかとのご意見をいただきました。こちらにつきましては、セミナー参加者からより詳細な情報を収集していくのが一律的に行うことはなかなか難しいということから、新たな指標の設定はせず、セミナー等に参加することで具体的なサステナブル経営に向けた取組に着手する企業の方を増やしていきたいということで、取組の方を進めてまいりたいと考えております。以上で、素案に関する修正点についての説明を終わります。

次に、スケジュールについて、簡単にご説明を申し上げます。参考資料 1-3 をご覧ください。前回の審議会で計画策定のスケジュールに関するご質問を頂いておりましたので、これまでの経緯を含めスケジュールを記載させていただきました。これまで 4 回、本審議会でご審議をいただき、本日 9 月 8 日が 5 回目のご審議になります。本日いただいたご意見を踏まえた計画素案に関して、 10 月に県民コメント制度に基づきまして、ご意見の募集を予定しております。その後、 11 月 24 日に予定しております第 4 回の環境審議会で、ご答申をいただければというふうに考えているところでございます。

なお、前回報告した現行計画の指標の進捗状況につきましては、いくつかの計画が最新値になっていないものがございましたので、参考資料 1-1 の中で、追加の状況、指標の進捗状況について、資料の方を掲載させていただきました。基本的には、前回報告したものと進捗には大きく変わりがございませんでしたので、説明については割愛させていただきます。

長くなりましたが、以上で次期環境基本計画についての説明を終わります。よろしくお願いします。

○大河内会長

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、各委員からご意見あるいはご質問をお願いしたいと思います。順次挙手いただければと思いますが、いかがでしょうか。川池委員どうぞ。

○川池委員

多くの質問などをさせていただいたところ、色々と反映していただいてありがとうございます。いくつか、私の方でも言葉が足りなかった部分があるのかなというのも含めて、気に

なっているところ、確認したいところを、改めて質問させていただければと思います。

まず、順不同になってしまうかもしれないのですけれども、番号で言うと 14 番について、災害復旧を含めた公共事業において、地域の生態系の保全、あるいは回復の機会とも捉え、というようなところでお話しさせていただきましたが、いろんな場面で災害復旧あるかと思うのですけれども、特に河川に関して言うと、国の方向性としましてネイチャーポジティブの川作りを進めますという提言が出ていることはご存知の上で、こういう文章にされたという理解でよろしいでしょうか。

○大河内会長

事務局どうぞ。

○髙橋環境政策課長

はい、お答えします。基本的に国土交通省の取組、それを踏まえて、やはり県の県土整備部の方でも同じような認識を持っているところです。もちろん、可能なところは、河川のいろんな事業において、自然川づくりの考え方に基づいて、ネイチャーポジティブの要素も含めて、河川改修を行っていくというふうに、河川部局の方も理解していただいていると考えております。その上で、我々の方としてもそれを承った上で、災害復旧については、そこまですぐにネイチャーポジティブとしての河川改修を行っていくというのは難しいのではないかというところは理解したところでございます。以上です。

○大河内会長

川池委員どうぞ。

○川池委員

国の方で出ている提言では、工事の予定がない川でネイチャーポジティブを目指せというところまでできればいいのでしょうけど、機会として、災害復旧の機会にどうせ工事が入るのだから、治水とともにできるところは、生物多様性保全だったり、生態系ネットワークだったり、ネイチャーポジティブを目指したらどうかというような趣旨で書かれております。もちろん、災害復旧の中で、人命の安全性というのはあるのですけれども、それだけが優先されるわけではなくて、せっかくの機会なので工夫されてはどうかというような提言だったと私は理解しておりますので、今回そういうニュアンスが読み取れなくて、あえて質問させていただいた次第です。

もし、それでもあえての今回の表現であれば議事録が残ると思うので、そういう理解ができるかなと思います。もし、提言についてご存知でなかったのであれば、もう少し工夫して

いただくといいのかなと思っております。

すいません。続けて、いくつかまだあるのですけれども、もし他の方が発言されるご予定があるのなら、そちらを優先していただければと思います。

○大河内会長

はい、わかりました。今のご意見に対して、事務局から何かございますか。

○髙橋環境政策課長

はい、環境政策課です。ご意見の方は承りましたので、関係する県土整備部の担当部署とも、もう 1 回改めて、何か検討ができないか、少し確認の方させていただきたいと思います。

○大河内会長

はい、わかりました。他に、ご質問やご意見がありましたらいかがでしょうか。田崎委員どうぞ。

○田崎委員

今回、初参加となります国立環境研究所の田崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。資源循環を専門としていますので、その点について少しコメントさせていただければと思っています。基本的には、内容的には大きく変えるところはないと思っているのですけれども、私の問題認識がきちんと反映されているかという点で、まず 3 点の問題意識ということを説明させていただこうと思います。資料 1 の 8 ページに資源循環のことが書かれているのですけれども、私としては国全体の施策を見ている中で 3 つの流れがあると思っていて、 90 年代をはじめとした最終処分場がもう切迫、逼迫しているというような、本当に減量しなくてはいけないという意味での資源循環。それから 2 つ目が、 2015 年から国際的にも動き出したサーキュラーエコノミーの動向。これはグローバルな環境影響があるから、それと産業政策をしっかりと密接にしてこう、ここは埼玉県はかなり先進的に取り組まれているところだと思っています。それから 3 点目が、もうつい最近起きた資源安全保障という観点、この 3 つの観点で資源循環をしっかりと長期的な視点で進めなくてはいけないというところであります。

一つ一つについて言いますと、 1 つ目のことに関しては埼玉県、資料を見させていただくと、県営の処分場をしっかり作って見ていくというところができていますので、これはすごく先進的かなと思っています。その知見を他の都道府県にもしっかりと伝達するようなことをしていただければありがたいというところで、これはコメントであります。

２つ目のサーキュラーエコノミーのところについても、最近の太陽光パネルのリサイクル法の動向とかもしっかり反映されているので、よろしいかと思うのですけれども、悩ましいのが一つ、一般廃棄物の広域化、施設集約との関係です。結局、人口減少する中、施設のキャパシティがたくさん残っている状態だと資源循環しようとしてもらってもいけないので、そのバランスをいかにとっていくのかということが大切になります。その意味で言うと、施設の規模とか稼働率、都道府県レベルでしっかりモニタリングしていただくということは多分必要だと思っているので、そこの点はちょっと日常業務で、計画に書くことではないかもしれなくとも意識していただければと思います。

それから３点目のところは、８ページのところでは、つい最近、４月にできた閣僚会議の行動計画の点がちょっと触れられてなくて、それは触れていただいてもいいかなと思っております。その上で、結局は資源循環安全保障でものの取り合いになる中、どうするのだというところに行くときに、海外にどんどん流出して、せっかく日本でリサイクル制度を作ったのにものが集まらないということが起こると、それは埼玉県も同じかと思っています。その意味で言うと、本当にどこに行ったかというところをしっかり民間ベースの話でも、一般廃棄物のベースでもしっかり把握する必要があると思っています。産廃の方は来年度からマニフェスト制度が改正されて、資源化にいっている部分が把握できるようになるので、ある意味安心なんですけれども、一般廃棄物の方がむしろ本当にどこに行ったかが追えない可能性があるので、その点ちょっと意識してモニタリングしていただければいいと思っています。

以上、大きな観点で、取組をさらにステップアップしていただければと思います。

○大河内会長

はい。ただいまのご意見に対して、事務局の方からいかがでしょうか。

○今川資源循環推進課長

はい、資源循環推進課長の今川です。ご意見の方、ありがとうございます。今いただいた観点について、まず一点目の最終処分場の関係は、県営の最終処分場の運営をしていますので、成果については委員のおっしゃるとおり、PR の方にも努めていきたいと考えております。

また、施設の集約化に関しましては、やはり人口減少とかを踏まえて、集約化していかなくてはいけないということで、昨年度、廃棄物の方の計画の見直しもしております。

その辺も踏まえて、今年度からまた改めて市町村の方にも、国の交付金とかの活用も含めて、集約化の方向について、ゴミ処理場の建て直しとかの時期というのはまちまちではございますけれども、機会を捉えて、働きかけるように継続していきたいと考えております。

また、経済安全保障の話ですけれども、直接的に一般廃棄物について、県の方で細かい数字を把握するということは、なかなか難しい点はありますけれども、私どもでもリチウムイオン電池ですとか、あるいはプラスチックの方で、サプライチェーンとかの関係で、市町村とかと連携した取組を進めておりますので、そういったところでなるべく国内循環をできるような取組を県の方でも進めていきたいと考えております。以上です。

○大河内会長

はい、いかがでしょうか。他にご質問やご意見などございませんでしょうか。川池委員どうぞ。

○川池委員

いろいろ加筆、修正していただいて大変ありがとうございます。資料 1 の 37 ページから 38 ページにかけてですけれども、生物が豊かな河川環境の確保とそれから水辺空間の利活用に分けて整理していただいてありがとうございます。ただ、この生物が豊かな河川環境の確保のダイヤの一番目、護岸の修繕に合わせて生物の生息に配慮した水際の整備を行い、地域に親しまれるとありますけれども、ここは地域に親しまれる水辺空間づくりというのは私どもの認識としては、どちらかというと利活用に入るのかなと思っています。ですので、ここは素直に生物の生息に配慮した水際の整備を行います、あるいは推進しますという表現でよいかと思います。あえて地域に親しまれるという言葉を入れる必要は特にないのかなと思っております。これを入れてしまうと、親水空間を作っていれば生物にも配慮したとの印象を持たれる傾向がございますので、必ずしも親水空間イコール生物のための空間ではないので、そこをちゃんと分けて整理した方がいいかなと思っています。

また、護岸の修繕に合わせてと書かれていますけれども、先ほどのお話と関連するのですが、河川整備については護岸の修繕のみが河川整備ではございません。堤防整備や河道掘削といったものもございます。これだと護岸の整備、修繕だけのときにやるのかなという印象を持ってしまいます。河道の整備、河道掘削なども対象になるのかなと思っております。

それから、追加で別の話になってしまうのですけれども、資料 1-2 の意見の方で、 20 番にも少し関わるところなのですが、 2 ヘクタールから 3 ヘクタールに変更、上積みしましたということなのですけれども、私の方で懸念していることというのは、それでも少ないのではないかという意見はもちろん当協会の役員からは出てくるとは思うのですが、環境基本計画は上位の計画との位置付けだと思うのですけれども、それを実現する個別の計画として、生物多様性地域戦略や、今後検討のテーブルに乗っているとのお話もございますが、広域緑地計画等があるかと思います。例えば、環境基本計画で 3 ヘクタールとしたために、これ以上

増やす話はしません、のように、環境基本計画で定めた数字が足かせになることがないような表現にしていただくのも一つなのかなと思っています。あるいは、今後状況によっては見直しもしますという表現を補足するのが良いのかも知れません。今後もう少し増やせるかもしれない状況になったときに、環境基本計画で３ヘクタールと決めたから増やしませんというように、環境基本計画の数字がストッパーにならないような形になるといいなと思っています。

それから、先日、当協会の役員からも言われて、私も情報を確実に把握しているわけではないのですけれども、先月 30 日に埼玉県国土利用計画審議会があったと聞いております。そこで、川越市のふるさと緑の景観地で、データセンター建設の予定があり、 2/3 ぐらいの緑の景観地の緑地がなくなるだろうというようなお話があったと聞いております。せっかく埼玉県で、埼玉県らしい、条例を設けて、設定された緑の景観地というものが、割とよく聞く話だと思うのですが、指定が解除されて、開発されてなくなってしまうという。よくある話だとは思うのですけれども、今後、これ以上、生物多様性の質を低下させないで、さらにはポジティブにしていこうというときに、せっかくの施策が生かされず、ないがしろでもないのかもしれないのですけど、開発されていくという、今までそういうことがよく起きていましたが、緑の景観地に限らず、県立自然公園や、いろんな緑地計画、たくさんあると思うのですけれども、無くなっていくということが起きないようにするにはどうしたらいいのか。そういったところをもう少し踏み込んで考えなくてはいけないところにあるのかと思います。この環境基本計画ですぐ答えは出ないかもしれませんけれども、どうするべきかというところを考える、あるいは、強化するというところを考えないと、ポジティブ実現というのは歯がゆいような形になるのかなと思っています。以上になります。

○大河内会長

はい。ありがとうございます。それでは事務局から、ただいまのご意見に対してご回答お願いいたします。

○髙橋環境政策課長

環境政策課です。まず１点目、自然や生物景観に配慮した河川整備のところの表現として、親しまれる水辺空間づくりと、護岸の修繕に合わせてというような表現について、ちょっとどうかというようなご意見でした。目的としては、生物の生息に配慮した整備を行うということと、やはり河川の部門としては、親しまれる水辺空間づくり、これは両方とも追い求める部分かと思います。(3)の方で、利活用の方を分けさせていただきましたけれども、利活用だけではなくて、ここは生き物の住める河川の区間の確保だということでちょっと分け

させていただいたのですが、目的については２つあるとは思っていますので、ちょっと表現については少し工夫ができないか検討したいと思います。また、護岸の修繕についても、護岸の修繕だけと受け取られかねないですし、実際、河川部局の方で護岸の修繕のときだけしか行えないのか、この辺についても確認していきたいと考えております。

２点目として、緑の保全面積の関係ですけれども、環境基本計画との関係で言いますと、基本的に県の計画ものにつきましては、最上位計画が５か年計画、その個別計画としての環境基本計画があって、環境部門の最上位計画ではございますが、環境基本計画からさらに、生物多様性保全戦略ですとか、広域緑地計画ですとか、そういったさらに個別計画があるという建てつけでございます。これらの計画については、基本的には全く同じ表現でなければいけないとかということではないのですが、基本的な整合性を取らなければなりません。この辺については指標についてもしかりというようなところでございます。ですので、基本的に同じ指標であれば計画が違うので数値が違うとかということは、基本的にはないものと考えております。ですので、個別計画の中では、別の指標名を持って、さらに細かく管理していくですとか、そういったいろんな工夫をする中でやっていきたいとは考えております。また、逆に個別計画の方で、より実効性のある上積み目標を定めることができれば、それを踏まえて、その後、環境基本計画の見直し修正などを検討することもできなくはないと考えておりますので、この辺については整合性を取りながら、できるだけ柔軟に考えられるようにしたいとは思っております。以上でございます。

続いて、緑の関係はみどり自然課の答弁になります。

○清水みどり自然課長

みどり自然課でございます。3 点目、先月 30 日に実施された国土利用計画審議会についてのお話がございました。まず 30 日に審議されたのは川越市の中福地区において、データセンターが整備されることに伴って、森林が減少するという話でして、お話にありました景観地の関係は、先日の審議会の審議内容ではなくて、その地区が景観地にも指定されているということで、参考表記がされたものでして、おっしゃるとおり、今回、データセンターが設置されることによって、ふるさと緑の景観地の一部がデータセンターに開発が行われてしまうという状況でございます。その 30 日の審議会自体は、事前の意見聴取という形で、まだ正式な事業計画が定まっている状況ではございません。

その上でお話にございました、計画でこのように緑を保全していくというようなことを謳っている中でこのような開発計画が出てくることは残念であるとのことでした。それは我々としても、ネイチャーポジティブを掲げて、しっかり緑を守っていくということをやってい

る中で、どうしてもこういう開発、データセンターに限らずですけれども、こういう状況がポツポツと起こってきているということは事実でございます。環境基本計画だけでは万能ではないと我々として思っておりまして、例えば、ふるさと緑の景観地であれば条例に定められた制度でございますし、それ以外にも森林であったり、河川とか含めて、緑地を守っていくということは、環境部以外の全庁的に、どういうふうに守っていくかということは、引き続き考えていく必要があると思っています。我々としても、意見を出したりとか、あとは詳細を確認して、市町村と連携して、どのように緑を守っていくかということは、日々、検討しているところですので、引き続きご指導いただければと思います。

○大河内会長

はい、ありがとうございました。引き続き議論いただきたい状況ではありますけれども、本日、時間にも限りがございますことから、ここでひとまず終了とさせていただきたいと思います。なお、本日出せなかったご意見につきましては、別途、事務局から意見照会させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問事項「次期埼玉県環境基本計画について」は、本日いただいた意見、また追加の意見も含めまして次回も審議を行うこととします。

引き続きまして、諮問事項「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第２期）区域施策編の見直しについて」ということで、温暖化対策課長からご説明をお願いいたします。

○佐藤温暖化対策課長

温暖化対策課長の佐藤でございます。失礼ですが、着座にてご説明をさせていただきます。私の方からは、埼玉県地球温暖化対策実行計画区域政策編の中間見直しについてご説明をさせていただきます。

資料 2-1 をご覧ください。スライド一枚目になります。本計画の概要についてです。はじめに、本計画の法律や計画上の位置づけですが、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）、気候変動適応法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画、埼玉県環境基本計画（第５次）における個別計画となっております。

右側になります。計画期間は令和２年度から令和 12 年度までの 11 年間としています。本計画は、国の地球温暖化対策計画およびパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を踏まえ、令和元年度に策定しました。その後、地球温暖化の影響の深刻化や、国際社会や国等において脱炭素社会の実現に向けた動きがさらに加速しましたことを受けまして、令和４年度に改正を行っています。この改正計画本文において、国の計画等の見直しの状況などを踏まえて、令和８年度を目処に見直すとしておりますことから、今回中間見直しを行います。

続いて、目指すべき将来像と削減目標についてです。目指すべき将来像は、カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉とし、実現時期は、地球温暖化対策推進法及び国の計画を踏まえ 2050 年、令和 32 年としています。削減目標については、 2030 年度の社会的経済的将来予測を考慮し、国の計画を踏まえて本県が行うべき対策の削減効果を算定し、 2030 年度における排出量を基準年度である 2013 年度比で 46％を削減としています。

続いて、計画推進の方向性についてです。国の計画では、地方公共団体の基本的な役割として、地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進及び自らの事務事業に関する措置が定められており、特に都道府県の役割として市町村における優良事例の情報収集、普及促進や市町村に対する支援等に努めることが期待されています。これらの役割を踏まえて、すべての主体が協働したワンチーム埼玉での対策の推進、カーボンニュートラルの実現に向けた緩和策の推進、持続可能なまちづくりやサーキュラーエコノミーへの移行、気候変動への適応策の推進の 4 つを計画推進の方向性として定めています。

最後に一番下、本県の温室効果ガスの排出状況です。左下のグラフをご覧ください。最新のデータである 2023 年度の排出量は 3,762 万トンで、基準年度からの削減率は 19.2％となっています。オレンジ色の点線は、 2050 年度の排出量ゼロに向けて、毎年同じペースで削減を進めるとした場合の目標ラインを示しています。この目標ラインに比べて 7.9％不足しています。なお、前年度と比べますと 1.4％増加をしている状況です。理由としては、夏の平均気温が高く、エアコン使用が増えたこと、コロナ禍があけて経済活動が正常に戻り、製造業の生産量が回復したこと等が考えられます。

右のグラフは部門別排出量の推移です。各部門とも長期的には減少傾向にありますが、灰色で示したコロナ禍の時期はグラフの動きが変則的になっています。例えば、コロナ禍の始まりであった 2020 年度はテレワークが増えたため、オレンジ色の業務部門はオフィスでの排出量は減り、一方で緑色の家庭部門は増加しています。赤で示した運輸部門は、外出の抑制で旅客輸送が減少した一方で、ネットショッピング等の宅配輸送が増えており、トータルでは微増傾向が続いています。

スライド二枚目をご覧ください。計画の中間見直しについてご説明いたします。今回、大きく 3 つの見直しを行います。

まず 1 つ目。県の最上位計画である次期 5 か年計画の環境分野の重要目標達成指標、いわゆる KGI 指標として設定される県民や事業者の省エネなどの取組による削減率を本計画の目標に追加をいたします。これは削減目標量の半分以上を占める大手電力会社、大規模発電事

業者などの温室効果ガスの削減量、これを除いた需要側である県民事業者の削減目標値を設定したものになります。具体的には、令和5年度の削減実績である19.2%から令和12年度までに28.1%の削減を目指します。

次に2つ目として、資料の左下、温室効果ガス排出を削減する緩和策について、各部門における取組を強化するとともに、施策別実施目標について一部見直しを行いました。

まず、産業部門と業務その他部門では、昨年度から第4計画期間の排出量取引制度が始まり、削減目標が厳しくなっています。これにより、本県の産業部門、業務その他部門の約4割を占める大規模事業者からの排出量の減少を目指します。

家庭部門では、昨年度からゼロエネルギーハウス（ZEH住宅）の普及を目指し、県内ハウスメーカーと協力してZEH基準の住宅宿泊体験を開始したほか、国の交付金を活用した窓断熱の補助などを始めております。その他、県内大学や企業と連携し、大学生の環境に関する知識知見を高めるとともに、環境人材の育成に取り組んでおります。

運輸部門では、引き続き電動車や低燃費車の普及を図るとともに、道路分野の脱炭素化にも取り組みます。

その他、県による取組だけでなく、市町村の取組も支援してまいります。なお、市町村ごとで抱える課題や削減の重点部門が異なることから、市町村の意向を踏まえて個別に支援を行ってまいります。

続いて、その下の施策別実施目標について14の指標がございますが、資料には見直しした指標を抜粋して記載をしております。上から順にご説明させていただきますと、まず環境に配慮したサステナブル経営に関するセミナー等参加企業数につきましては、現行の取組と整合性を図るため、指標の内容を修正しております。

県産木材の供給量及び身近な緑の創出面積につきましては、近年の実績を踏まえて目標値の見直しを実施いたしました。

大規模事業所におけるCO_2排出量削減率につきましては、県の次期5か年計画の施策指標に合わせて、新たに指標を追加いたしました。

一般廃棄物の1人1日当たりの焼却量及び産業廃棄物の再資源化量につきましては、第10次埼玉県廃棄物処理基本計画の計画目標との整合を図り、指標を修正しております。

埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数につきましては、令和7年度にすべての市町村に取り組んでいただけることになりましたので、目標は達成されましたことから指標を廃止しております。

最後に、新たな地域公共交通に取り組む市町村数につきましては、これまでは地域交通計

画の策定市町村数としておりましたが、目標達成見込みのため次期５か年計画との整合を図り、今後は、具体的な取組を進めるための指標として修正を行いました。

最後に３つ目です。資料右下の適応策について、国がおおむね５年ごとに作成する報告書、第３次気候変動影響評価報告書が公表されたことから、県においてもその内容を踏まえて評価を再度実施するとともに、その結果を踏まえて、新たな取組を追加しております。そのうち、主な追加項目についてご説明させていただきます。

まず、農業分野では野菜に関する評価項目を追加しました。主なリスクとして、台風に当たる確率の増加やリスク管理のコスト増が挙げられることから、気象予測情報を活用した栽培方法の検討や、高温対策技術等の推進を実施してまいります。

産業分野では、建設業に関する項目を追加しました。主なリスクとして熱中症死傷者数の増加が見られたことから、県発注工事において熱中症対策費を計上し、率先して熱中症予防に努めてまいります。

国民生活の分野では、教育、住居における項目を追加しました。教育活動への影響として、教室内の温度が学校環境衛生基準を満たさなくなったり、体育的活動がほとんどできなくなる等の事象が見られたことから、学校における熱中症警戒アラート等メール配信サービスや暑さ指数計を活用した熱中症予防に取り組んでまいります。

説明は以上になります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○大河内会長

はい、どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、各委員から、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

小川順子委員どうぞ。

○小川（順）委員

ご説明大変ありがとうございました。資料 2-2 の９ページ目に昨今のエネルギー価格の上昇乱高下、これはイラン情勢の悪化に伴って起きている日本側ではコントロールできない事象です。それに向けて、日本の中で、国内でエネルギー供給をコントロールできるものとしては、再エネ、これを推進していくという考え方なのかなというふうに読んでおりました。

他方、いつも審議会で何度も言って恐縮なのですけれども、再エネの大幅の促進には、促進すればするほどコストがかかるということは、どこかで県民の皆さんに考えていただく必要があるかなと思っているのが一点目。

そして、もちろん再エネを増やしていく必要があるのですけれども、例えばコントロールを埼玉県、あるいは日本国内できるという意味においては、やはり太陽光や風力の設備その

ものは日本製であるべきだと考えております。

例えば、安く今、海外からパネルが手に入っておりますけれども、それが本当に将来的に供給されるのかどうかというのは誰も保証できない。確かに太陽光は、いろんな人に平等に得られるエネルギーではあるのですけれども、それを電気に変えるパネルというのは、今ほとんどが海外製になっているということです。ですので、こういったところが将来的に日本の中に技術を持って、しっかりと太陽光パネルを日本国内で作れるようにしておかないと、例えば、今、日本で作ると太陽光パネルが高いからといって、その技術者がどんどんいなくなってしまって、 20 年後に大量にパネルをリプレースするときに本当に今のような安い価格のパネルが手に入るかどうかというのは非常に怪しいです。しかも今、一か国に頼っている状況ですので、そういった意味ではどこかでできるだけ日本産の、そうすることによって多少高いのだけれども、日本の産業、あるいは埼玉の事業者の成長に資するような産業政策みたいなものも絡めて、再エネを進めていくのがやっぱりサステナブルなのかなと思いながら、拝読させていただきましたというのが一点です。

それで、今回追加されていていいなと思ったのは、全然違う観点から、25 ページに中小企業のいろいろサポートを入れるということで、赤字で書かれております。もう日本全体も同じ状況なのですけれども、数としては中小企業が多分 99％で、 1 ％が大企業なので、一社一社のエネルギー消費量はすごく少ないのですけれども、こういったところの省エネを底上げしていくというのは日本の政策でもすごく悩ましくて難しいと感じております。例えば、中小企業の人たちに、この補助制度を導入したとしても、申込がすごく少なかったり、日々の業務でいっぱいで気づかないで、メールマガジンとかセミナー開催というのもあるのですけれども読んでなかったりとか、気づかなくて、いつも募集の数が最大の想定よりも低くなってしまうということです。そうしたときに、例えば、融資をするような銀行に、こういう助成がありますよというような、直接やり取りする方々からお知らせをしてもらうという、そういう工夫もしたりしていますので、これはすごく良い取組ですので、できるだけ多くの中小企業の皆さんに参加をしていただく努力というのが必要になりそうだと思いながら、せっかくいい助成とか支援を作っていただいているので、そこは今後、運用のときにいろいろ苦労があるかもしれないので、国がやっている工夫とかを参考にされるとよろしいかと思いました。

3 点目でいいなと思ったのが、36 ページの県産木材の利用促進、率先活用というものを追記していただいているかなと思います。先ほどの再エネの中に、太陽光とか風力のほかにやっぱりバイオマスの利用というのがありまして、バイオマスに関して言うと日本国内で木を

作ってそれを有効利用するという意味では、非常に三方よしというか、エネルギーセキュリティにも、森林をちゃんと管理することによって、CO_2の吸収源にもなりますし、木材をしっかりとバイオマスで利用したり、あとは木材産業を活性化する。今、輸入の木材が非常に円安と、こういった物価高でとても高くなって入手がしづらく、建材の費用も高くなっているので、こういった取組がまさに産業とエネルギーの好循環な取組なのだろうと思っておりまして、ここをもう少し書き込んで、埼玉県の目玉として、これ進めてもいいのではないかと思った次第です。

次の 4 点目でおしまいなのですけれども、やっぱり産業部門が埼玉県の特徴かなと思っています。東京都と比べると製造業が多くて、日本の縮図みたいな感じなのかなと思っています。埼玉県の産業構造とか、CO_2排出量の構成、21 ページを見ていてもそう思うのですけれども、そのときにやはり産業部門に対して、削減はしてほしいのですけれども、過度な削減を強いることによって、これ前々回ぐらい言ったかもしれないですが、他県にリーケージをしてしまう、そういったことには注意が必要だし、手当が必要なのかなと思っています。

埼玉県さんといえば、もう排出量取引制度を率先してやっているので有名ですけれども、国の排出量取引制度も今年度に始まっていて、そういった意味で事業者が制度に対応する負担がすごく大きくなっているので、ここは、もしかして企業から声が上がっているのかと想像はするところなんですけれども、こういったところもうまく二重の負担にならないような工夫をしていただけるといいだろうなと思います。以上でございます。

○大河内会長

はい。ただいまのご意見に対して事務局からお願いいたします。

○尾崎エネルギー環境課長

１点目のご意見、ご質問の太陽光発電設備など再エネ設備の国産化のところについて、エネルギー環境課長の尾崎でございます。

委員から安全保障の点からも国産をというようなお話を頂戴いたしました。その意味では、まさに国策として進められておりますペロブスカイト太陽電池につきましては、主要原料のヨウ素が国内で供給できるといったことや、国内メーカーにて開発されて、一部のメーカーではもう商業化が開始されているというところから、非常に期待できる再エネの設備なのかなと考えております。ペロブスカイトはご案内のとおり軽量で柔軟であって、そういった特徴を生かして、これまでシリコン型の太陽光発電設備の設置が難しかったような都市部の建物などにも設置することが可能となりますので、私たちとしても再エネ普及とそれから地域共生という点でも、非常に期待をしているところでございます。

現在はまだ量産体制の確立といったところまでは至っていないという認識をしておりまして、コストの点ではまだ課題があるとは思っておりますけれども、しっかりと国の動向やメーカーの状況を確認しながら我々も情報収集をするとともに、市町村などとも情報共有をしながら、ペロブスカイトを含めた再エネの普及にしっかりと努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○佐藤温暖化対策課長

はい、温暖化対策課です。ご意見コメントをいただいた2つ目と4つ目についてお答えをさせていただきます。2つ目、中小企業への取組に関する施策の件だったと思いますけれども、おっしゃるとおりで、埼玉県でも23万事業所の中では15万事業所と数が非常に多い中小企業について、今、国の方から交付金が下りてきていまして、補助制度で補助して省エネ設備導入を進めていただいているのですけれども、それでも件数は1000件に達しない限定的な施策になります。省エネ診断と、後はこういうカーボンニュートラル推進分科会みたいな機運を高めるような活動と重ね合わせて、引き続き取り組んでいくのですが、これ以外にもまた新しい仕掛けなんかも考えていかなければいけないかなということで、今回の計画の中では記載はしてないのですが色々とチャレンジはしていきたいなと考えております。アドバイスいただきましたとおり、金融機関というのは非常に重要なプレイヤーにはなりますので、県内の金融機関さんとも連携をしておりますので、そこと一緒に色々取組を仕掛けていければいいなということで考えております。

4つ目、排出量取引制度につきましては、自治体としては東京都と埼玉県ということで、先行してやってまいりましたが、国の制度が施行されるにあたって、どう県制度を組むかというようなところは議論があったのですが、やはり環境的に後退させるわけにはいかないということで、ちょっとピースを組み合わせたような、完全に規制緩和みたいなことはできない中で、今、県制度の方も維持して施行させていただいているような状況です。ただ、そうは言っても、規制が重複して負担が増えてはいけませんので、報告をいただく計画書の内容であったり、あとは検証機関を使って検証したりとかというところもありますので、できる限り無駄な重複がないように、二重負担にならないようにということで配慮はしていきたいなと考えております。2点については以上です。

○阿部森づくり課長

森づくり課でございます。埼玉県県産木材利用促進条例でございますけれども、今年度から施行しておりまして、委員のおっしゃるとおり、木材の利用について進めていきたいと考えております。

お話になったとおり、地域材の活用ということで、こちら地場産業の発展であるとか、あと、外国産材に比べれば輸送コストもかかりませんし、伐採して植え替えすれば、当然、CO_2の吸収も促進されるということで、人と環境に優しい素材ということで活用を進めたいということで、非常にメリットがあると我々としても考えております。

そういった内容をこちらに反映するかどうか、ちょっと担当課さんと相談させていただきますけれども、今後とも木材活用については進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○大河内会長

はい、ありがとうございました。他いかがでしょうか。神田委員どうぞ。

○神田委員

ただいま県産の木材についてお話がありましたが、大宮からこちら側に来ると、木造の家は現在ほとんど建っていません。私自身も建築に携わっており、なぜ埼玉県の建材が使われないかというと、昔と比べて年輪の幅が狭くなく、今の埼玉県の杉などは広すぎて強度的に弱いからです。こうした状況を踏まえて、発言の際には注意していただきたいと思います。

昔は杉や檜、特に檜の柱といえば立派なものでしたが、現在は張り物に使うしかないという現状もあります。例えば、私の地元である吉見町の保育所がすべて木造化された際、私が若い頃に議員として「木造でやりましょう」と提案し、都幾川の材木を使って大部分を施工しました。しかし、梁などの部材になると集成材を使わざるを得なくなり、やはり海外のものでないと強度は出ないというのが実情です。

このような現状の中で、文章として書くのは簡単ですが、「実際に強度的にどうなのか」「どのような場所に使われているのか」をしっかりと数字化しなければ、林業従事者が減っている根本的な解決にはなりません。単に販売面だけでなく、利用価値が低下しているという問題があります。

今後、埼玉県が公共施設を整備する際には「県産木材を何パーセント使用する」といった数値目標を設定すべきです。公共施設に対して使用割合を義務付ければ、数値目標も達成できると考えられますので、この点についてもご配慮いただきたいと思います。

もう一点は、県の発注する工事についてです。私も現在、首長を務めておりますが、発注する予算の編成は春に行われ、実際に施工するのは夏になります。これをバランスよく進めるためには、県の予算執行の仕組みを工夫していただく必要があります。

冬場であれば熱中症の問題もなく、農閑期に公共工事を手伝う土木作業員の方々も確保できますが、現状の仕組みでは需要と供給のバランスが合っていません。夏の暑い時期に熱中

症対策を求められ、朝早くから作業しようとしても、労働基準法との兼ね合いでバランスを取るのが難しい状況です。発注者側としても、早朝からの工事は騒音などの苦情につながりやすいという課題があります。

本来であれば、民間企業のように3交替制を導入し、「昼間は作業せず、夜間に作業する」といった夜間工事ができれば少しは改善されるかもしれませんが、特に公共工事において夜間工事は敬遠されがちです。民間であれば夕方5時頃からの作業も融通が利くところがありますが、今後はこうした時間的な制約や、ヘルメットの着用をはじめとする様々な啓発・安全対策にも、現場が追いついていかないという問題が出てきています。

もう一点、木造住宅のリサイクルの観点から言えば、軽量鉄骨を用いて天井や壁の下地を作り、内装のほとんどを鉄で施工した方がリサイクルコストの面で優れているという考え方もあり、今後の選択肢の一つとなっています。そのため、県産木材は時代に少し合わない部分もあり、現在は意匠的に使われる素材になっているため、木材のリサイクルについても今後は検討していく必要があると考えています。

最後にもう一点、大規模事業所におけるCO_2削減についてです。現在、CO_2削減が叫ばれる中でよく言われるのが、「海外から輸入して組み立てる方がコストも安く、CO_2削減につながる」という考え方です。国内で製造せず、海外で溶接などの加工を行うことで排出を削減しようとする企業もあり、私も企業の内部に入って実態を見る中で、CO_2削減の難しさを痛感しています。

この頃、こうした傾向が非常によく見えてきました。特に太陽光発電に関しては、先ほどもお話に出ましたが、海外で製造されたものを日本で最終処理しなければならないという課題があります。しかし、その処理方法についての体制がまだ十分に拡充されていない中で、太陽光発電の推進が少し多すぎるのではないかという懸念もあります。その点について、埼玉県では太陽光パネルの処分・処理方法をどのように進め、体制を拡充できているのか伺いたいと思います。

○大河内会長

はい、ありがとうございます。ただいまのご意見、ご質問に対しまして、事務局の方からお願いいたします。

○阿部森づくり課長

はい。まず木材関係の話がございました。確かに昔に比べて、スギ・ヒノキ材がかなり太くなっておりまして、使い道がなかなか難しいところがあるというお話は私も聞いたことがあります。梁、桁といわゆる家の構造材の一番大きなところ、そこの部分は外材が多いとい

うところも事実でございます。ただ、近年では国産材も使いましょうということで、国の方も研究を進めておりますし、JAS 規格化されているところでございますので、そういった流れに乗れるよう、今後も我々としては検討してまいりたい。

あとは、県庁関係の施設、こちらについては、県庁内の協議会があるのですけれども、そちらの方で県産材を使いましょうということで、まずは木造を検討するという体制を今度検討しておりますので、そういった形で県有施設の木造化も進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○佐藤温暖化対策課長

温暖化対策課です。 2 つ目のご質問、熱中症に関する県発注工事の関係かと思います。発注時期の配慮というようなことでいただいたと思うのですけれども、こちらの方に担当課がすべて揃っていませんので、戻ってから共有をさせていただきながら、どんなことができるかということで検討させていただければと思います。

あともう一つ、建物のリサイクルの関係、こちらにつきましては、ご存知かどうかわかりませんが、建設リサイクル法という法律が整備されていますので、実際に作られる住宅も多分、配慮が進んでいくのだと思いますけども、その枠組みの中でいい状態になっていくのではないかと考えております。あともう一つは、太陽光のリサイクル、太陽光発電ですね。リサイクルの関係はよろしいですか。

○井ヶ田産業廃棄物対策課長

太陽光発電のリサイクルに関しましては、今、県の方で排出量の調査等を行っております。実際、埼玉県の特長といたしましては、メガソーラーというものよりは、家庭用のものが非常に多いということがございまして、その対策につきましては、いかに効率よく回収するかということが重要になってきます。そのあたりの効果的な方法に関して、今後検討してリサイクルを進めていきたいと考えております。

○大河内会長

はい、ありがとうございました。オンラインの方で質問やコメント等がもしありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ちょっと一つ質問させていただきたいのですけれども、先ほど、ご説明いただきました資料 2-1 の一番最後、裏側ですけど、これは適応策に当たる部分だと思うのですが、ここの国民生活のレベル 3 の教育のところで、ご質問したいと思います。

今、埼玉県内の小中高における空調の設置率がどのようになっているのかということと、やはり熱中症対策ということでは、体育など屋外でやるときに、やっぱり昼間にやるといろ

いろ問題が起きるのではないかと思うのですけど、そういったことに対して何か、学校側で少し時間を変えるとか、朝夕にするとか、何かそのような対策が取られているのかどうか、その 2 点を教えていただけますでしょうか。

事務局からお願いいたします。

○佐藤温暖化対策課長

温暖化対策課です。申し訳ございません。空調の設置率、実際のデータは手持ちにございませんので、後日、調べて共有をさせていただきたいと思います。

併せて、学校の方で、多分、高校野球の試合の開始時間とかというのと一緒だと思うのですけれども、そういうことが検討されているのかということも、情報としてつかんでおりませんので、そちらの方も教育局の方とやり取りをして、回答させていただこうと思います。以上です。

○大河内会長

ちょっと私、埼玉県の出身ではないのですけど、自分の出身県の高校を見ると、結構空調がないとか、未だにそういうところがかなりあるようなので、ぜひそういうところは埼玉県でも対策をしていただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

他いかがでしょうか。高安委員どうぞ。

○高安委員

はい、ありがとうございます。3 つ、ご質問がございまして、1 つ目が予算の関係になります。埼玉県環境基本計画と温暖化対策実行計画についてご説明いただいたのですが、埼玉県の環境関係の予算というのは、長期的にこれからも増える方向性にあるのかどうかということを、まずお尋ねしたいと思います。

2 つ目が資料 2-2 の 46 ページに、気候変動の影響ということで、かなり広く、具体的に記載していただいております。これ、ぜひこれからも、こういった実際にどういう影響が埼玉県内で具体的に出て、その中で経済的な影響がいくらぐらいということで、試算できるものについては、積極的に掲載していただければと思います。というのは、例えば大学で学生に温暖化の話をするときに、こちらの資料の 5 ページ目、6 ページ目にあるような世界の平均気温がこれだけ上がるとか、日本の平均気温がこれだけ上がるといったことを解説してもあまり響かないわけですね。やはり身近なところで起きていることをこういうふうに整理していただけると、非常にありがたいということでございます。

あと 3 つ目が 58 ページ目になります。こちらの先ほど、ご説明していただいた市町村との連携について、58 ページの(2)のところで触れられておりますが、市町村との連携で何か良い

例と言いますか、埼玉県と市町村が連携して、何かこう具体的な成果が出たような事例がありましたら、こういったところで紹介していただけるとありがたいということでございます。以上、３点でございます。

○大河内会長

はい、ありがとうございます。ただいまのご意見、ご質問に対しまして、事務局の方からお願いいたします。

○髙橋環境政策課長

はい。環境政策課でございます。１点目の環境基本計画や地球温暖化対策の関係の予算についてというところでございます。すいません、個別のカーボンニュートラル関係の予算ということで、ちょっと今切り分けて私の方でも把握はしていないところなのですけれども、例えば今年度の当初予算について言いますと、環境部の予算については近年約 100 億円程度で推移しているというのがざっくりしたところでございます。そんな大きく増えてもいないし、大きく減ってもいないというようなところで、令和８年度環境部の当初予算の総額については約 105 億円となっております。令和７年度が 104 億円ということでしたので、若干１％程度増えたというところで、この辺は年度ごとにいろいろな新たな取組をやったり、スクラップしたりということで、でこぼこがあったりというところでございます。大まかなところでの予算規模的なところや動きについては、そのようなところでございます。以上でございます。

○佐藤温暖化対策課長

温暖化対策課です。２番目のご意見というか被害額ですかね。そういったものを算出しているかということですけども、私の方で把握している範囲では、県内の方で被害額を算出してというのはありませんが、今一度庁内で確認をしたいと思います。一方で、国の方ではおそらくそういうものを出している可能性もありますので、そちらの方も合わせて調査をしたいと思います。それで載せられる場合にはというようなことで検討したいなと思います。

それともう一つ、市町村との連携の好事例ということですけれども、ちょっと今すぐ、大きなイメージが湧くようなものをお伝えできないのですが、温暖化対策に関して、カーボンニュートラル SAITAMA ネットワークという市町村支援の取組がありまして、これで年間６回ほど、市町村の方には集まりいただきながら、一緒に勉強しながら、また市町村の方々にも知識をつけていただきながら、一緒に取組をしていきましょうということで、働きかけをしています。また、適応策ということでは、すべての市町村ではないのですけど、気候変動適応センターというものを環境科学国際センターと一緒に共同設置させていただいていまし

て、そこの中で市町村が望む取組を県も一緒になってやりましょうということで、顔をつき合わせて議論していますので、そういった取組の中から好事例が出てきましたらご紹介させていただくように、今後していきたいなと考えております。以上です。

○大河内会長

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。引き続き議論いただきたい状況でありますが、本日時間に限りがございますことから、ここでひとまず終了させていただきたいと思います。なお、本日出せなかったご意見につきましては、別途事務局から意見照会させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問事項「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第２期）区域施策編の見直しについて」は、本日いただいた意見、また追加のご意見も踏まえまして、次回も審議を行うことといたします。

引き続きまして、諮問事項「特別保護地区の再指定について」ですが、本諮問事項については、本日、答申する方向で議事を進めたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、野生鳥獣対策幹からご説明をお願いいたします。

○佐藤野生鳥獣対策幹

はい、みどり自然課野生鳥獣対策幹の佐藤と申します。諮問事項「特別保護地区の再指定について」、ご説明申し上げます。着座にて、説明させていただきたく存じます。

お手元の資料３、１ページをご覧ください。現在県では狭山湖を中心とする周辺地域を生物多様性の保全と野生鳥獣の保護を図る上で重要な地域として、昭和 61 年 11 月より鳥獣保護管理法上の特別保護地区として指定しております。鳥獣保護区に準じて、10 年間の指定期間を設定しているところでございますが、令和８年 10 月 31 日にその期間が満了となることになってございます。

今回、 11 月以降も引き続き、この良好な鳥獣の生息環境を保全するため、当該地区を特別保護地区に再度指定したく、今回、諮問申し上げるものでございます。

対象区域、面積につきましては、現在指定されているところからの変更はございません。指定期間は令和８年 11 月 1 日から令和 18 年 10 月 31 日までの 10 年間とするものでございます。これを新たな期間とするものでございます。

なお、この指定にあたりましては、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聞くことになってございます。所沢市および入間市から意見を聞いてございますけれども、この再指定につきましての反対意見というものはございませんでした。同時に地元の猟友会や自然保護団体

といった利害関係人からも意見を聴取しているところでございますが、こちらも再指定に関する反対意見はございませんでした。また、再指定案につきまして、県庁や地元の西部環境管理事務所などで縦覧に供したところ、これに対する反対のご意見等もございませんでした。

再指定となりますと、この資料中の２、制度概要の下段の特別保護地区の指定の右側、効果にあるとおり、鳥獣保護区の指定効果、狩猟ができませんといったそういった効果に加えまして、建築物の新築などの開発行為に対しまして、一定の要件、知事の許可等が必要になってございます。

続きまして、２ページは参考資料でございますが、これは狭山湖特別保護地区の概要を掲載しているものでございます。右側になりますが、今回の諮問にあたりまして、調査の方を行いました。鳥類 121 種、哺乳類 18 種が確認されており、そのうちハクガンであったりだとか、トモエガモ、サシバなどの環境省レッドリストまたは埼玉県レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧種や準絶滅危惧種 55 種の生息が確認されました。こうしたことからも、当該地区の特別保護地区としての再指定について諮問申し上げるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大河内会長

はい、ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、各委員からご意見あるいはご質問をお願いいたします。いかがでしょうか。特にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい、川池委員どうぞ。

○川池委員

あえて質問することではないかもしれないんですけれども、２ページ目の右側に調査されたということで、このハクガンの写真を載せられたのは何か意味があるのかなという質問です。それよりもサシバとかトモエガンの方がよかったのかなというコメント程度です。

○大河内会長

事務局どうぞ。

○佐藤野生鳥獣対策幹

はい、事務局からご回答申し上げます。２つの関連がありまして、１つはこのハクガンも県の方はちょっとあれですけれども、国レッドのみですけど、絶滅危惧種ＩＡということで大変危機に瀕しているようなそういった種であるというところで、その希少性というところも

ございまして掲載しているところでございます。

あともう一つ、他のサシバとかのいい写真がご用意できなかったということも、実情としてはございます。以上です。

○大河内会長

はい、ありがとうございました。他いかがでしょうか。藤野委員どうぞ。

○藤野委員

引き続きというところに全く異論はないのですけれども、その解除をもうやめるとか続けるというその指標として、いた、いなかったというだけなのか、ちゃんとなんか数をカウントしているのかとか、その量的な情報というのがちょっとここに見当たらなかったので、その辺の補足があればありがたいです。

○大河内会長

事務局どうぞ。

○佐藤野生鳥獣対策幹

はい、事務局からお答え申し上げます。特に、何パーセント減っているからとか、そういったようなものが、特に環境省の基準であったりだとか、こういったものが用意されているものはございませんが、ただ、ちなみに今回この調査をさせていただいているところでございますけれども、前回はちょうど 10 年前、調査させていただきました。そのときには、哺乳類であれば 22 種、鳥類であれば 91 種といった種数が確認できたところ、今回は哺乳類 18 種、鳥類 121 種ということで、総合的な評価としましては大きな変化はないと考えています。哺乳類の 4 種ほど減っているのですけれども、主にそういったものは、いわゆるネズミ類とか、実は小動物、小型の哺乳類というものであるものなので、なかなか調査中での確認が、時期を決めて調査しているのですけれども、その中でちょっと見つけられなかったというところでありますので、全体的な評価としては、前回、今回というところでは大きな変化はないといったような、ちょっと一応総合的な評価、数字の上でもさせていただいているところではございます。以上でございます。

○大河内会長

はい、ありがとうございました。こちらの資料 3 にもありますが、関係者、あるいは利害関係者から再指定に関する反対の表明はなかったということで、諮問事項「特別保護地区の再指定について」、反対意見や修正が必要だという意見がなかったということですので、原案とおり答申させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。はい。ありがとうござ

いました。

はい。今ちょっとご意見を伺ったところですけども、もし何かあれば寺沢委員どうぞ。

○寺沢委員

再指定に関するコメントとかではないのですが、こういった県境、今回の場合、相手は東京都側ですけれど、そういうほぼ境目にあたるところに対しては、その自然の尾根とかが境目になっていたりすることも多いかと思うのですが、例えば森林としては、連続しているようなケースもあると思います。そういったケースについては、埼玉県だけではなくて、東京都側とか、その隣接するところとも調整しながら、こういう指定というものを進めたりしているものなんでしょうか。ちょっと疑問に思ったので、質問させていただきました。

○大河内会長

事務局どうぞ。

○佐藤野生鳥獣対策幹

はい、ご質問ありがとうございます。今回の再指定にあたりまして、利害が関係する団体の方とかの意見聴取の中においては、東京都水道局の方とも実はお話をさせていただいておりまして、この再指定についてというところでの調整ではないですけれども、すでにやり取りなどはさせていただいているところもございますので、本県の境目だからといって、本県だけで完結とかというものではなくて、そういった必要な関係する方々との連携というところ、意見をいただくところはやっているところでございます。以上でございます。

○大河内会長

寺沢委員どうぞ。

○寺沢委員

水源としての利害関係者など含めてということですね。どうもありがとうございます。

○大河内会長

はい、ありがとうございました。それでは原案とおり答申するものといたします。

最後に報告事項「特定猟具使用禁止区域の指定解除について」、野生鳥獣対策幹からご説明をお願いいたします。

○佐藤野生鳥獣対策幹

報告事項「特定猟具使用禁止区域の指定解除について」、続けて説明させていただきます。引き続き着座にて説明させていただきます。

資料4の方をご覧いただきたく存じます。県では、県民の居住地や活動場所などのその近傍などにおきまして、特定猟具、県では銃器のみとしてございますが、銃器を用いて鳥獣捕獲を行うことによりまして、危険が発生しうるような地域について、この資料3の制度概要にあるとおり、鳥獣保護管理法上の規定に基づきまして、特定猟具使用禁止区域として定めているところでございます。

県内では全体で127か所定めているところでございます。そのうちの1つでございます青少年野外活動センター特定猟具使用禁止区域につきまして、今回、関係する自治体などからご要望がありまして、使用禁止区域としての指定を解除することについてご報告申し上げるものでございます。

当該青少年野外活動センター特定猟具使用禁止区域は、秩父市と横瀬町にまたがるところでございまして、指定期間は無期限、面積は233ヘクタールにも及ぶものでございます。

平成28年3月に青少年野外活動センターが廃止されたことに伴いまして、鳥獣捕獲にあたっての人への危険性がなくなったこと、また、有害鳥獣対策という狩猟を含めた捕獲を拡大させる必要があることなどを理由に、地元猟友会をはじめ利害関係者から関係自治体でございます秩父市、横瀬町の方にご相談がありまして、両市町より県に対し、使用禁止区域の指定解除要望をいただいたところでございます。

利害関係者である地元猟友会などから当該指定解除について同意も得られているところでございますので、本区域の指定を解除するものでございます。

資料2ページは解除する区域の一部になります。左側の区域図で、水色の枠内が県全体の特定猟具使用禁止区域を示してございまして、その右側の拡大図の中で、黄色の部分が今回新たに解除する区域となってございます。説明は以上でございます。

○大河内会長

はい、ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、各委員からご質問はありますでしょうか。小川直志委員どうぞ。

○小川（直）委員

確認をさせていただきたいのですけれども、こういう指定した場合には関係者にかなり通知をしたり、銃の場合はこの地域は銃猟できなくなるよということで通知をするわけですけれども、この解除というふうになりますと、関係者は解除ということで猟ができるというふうに理解をするのはわかるのですけれども、一般の方々、これだけ長い間、銃猟禁止区域だったところを、認識として、解除して今度は発砲する場所になったんだということを認識させることを一生懸命やらないと、危険が増すのではないかという気がいたしますけれども、

その辺についてはどのように、例えば標識をたくさん立てるとか、これより奥はどうのとかわかりませんけれども、周知する方法がかなり難しいし、周知がおろそかだと事故につながりかねないと思うのですけれども、その辺はどうお考えなんでしょうか。

○大河内会長

はい、事務局からお願いいたします。

○佐藤野生鳥獣対策幹

はい、ご意見ありがとうございます。委員がまさしくおっしゃるとおりかと思います。これまで銃猟がなかったところが、銃猟ができるようなことになるということで、もともと確かに人の出入りがなくなったことに伴ってのご要望ではありますけれども、これまでそういった状況にないということを認識されている方がというところは、おっしゃるとおりかと思います。手続き上のところといたしましては、県報での公示という形で、まず出すところは法律上求められているところでございますけれども、今のご意見、お話も踏まえまして、丁寧な周知というんでしょうか。もちろんホームページとか、そういった広報媒体を使うのはもちろんでございますけれども、いろいろちょっと我々の方もその地元の市町村とよくご相談させていただきながら、しっかりどうやって伝わるかというところは考えてまいりたいと思います。どうも、ありがとうございます。

○大河内会長

はい。ありがとうございました。他にご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それでは以上で、予定しておりました議題は終了いたしました。

最後に委員の皆様より何かご発言されたいことがございましたら、よろしくお願いいたします。オンラインの方からはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは、ご発言もなさそうですので、進行を事務局にお返しいたします。

○司会（川端）

どうもありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和８年度第３回環境審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後３時１２分閉会